

## 平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（1）

## 放射性物質の琵琶湖への影響予測結果の反映【第1章第5節】

## 1 琵琶湖の有する価値について

第1章「総則」－第5節－第1「滋賀県の地域特性」に、琵琶湖について以下の観点から記述を追加。

- (1) 約400万年の歴史を持つ、世界有数の古代湖としての琵琶湖
- (2) 60種以上の固有種に代表される多種・多様な生態系を有する琵琶湖
- (3) 近畿1450万人の命の水源としての琵琶湖

## 2 放射性物質の琵琶湖への影響予測結果について

第1章「総則」－第5節－第2「予想される影響」に、放射性物質の琵琶湖への影響予測結果として、琵琶湖表層（水深0～5m）において、最も影響の大きなケースについては、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、事故時の飲食物の摂取制限基準（防護措置基準OIL6）である200Bq/kgを超える水域が見られたこと、放射性ヨウ素では北湖で10日間程度、南湖で7日間程度、摂取制限基準である300Bq/kgを超える水域が見られたこと等の記述を追加。

## 緊急事態区分および動員配備の基準の見直し【第1章第7節、第2章第6節、第3章第2節、第3節ほか】

国の原子力災害対策指針および国の初動マニュアルに合わせて、以下の4区分に改める。

## 1 情報収集事態（フェーズ1）

福井県の立地市町において震度5弱または震度5強の地震（福井県で震度6以上の場合を除く。）

## 2 警戒事態（フェーズ2）

福井県において震度6以上の地震が発生または大津波警報が発令 等

## 3 施設敷地緊急事態（フェーズ3）

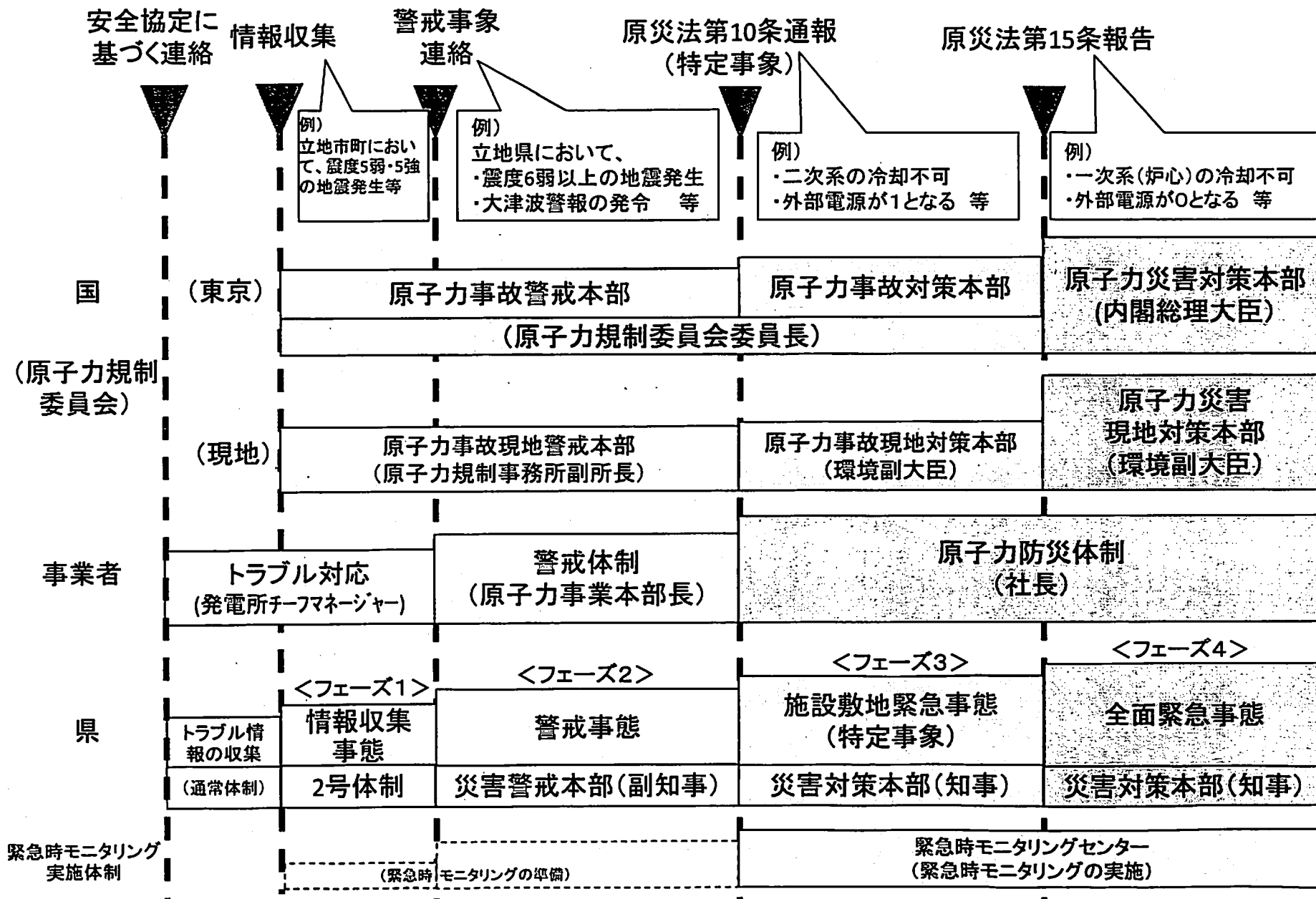
原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通知があったとき

福井県および滋賀県が設置するモニタリングポストで、5 $\mu$ Sv/h以上の放射線量を検出したとき 等

## 4 全面緊急事態（フェーズ4）

内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づき、「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

# 緊急時活動体制の考え方について



## 平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（2）

### 緊急時モニタリング実施体制の整備【第2章第6節第9、第3章第2節第4ほか】

国の原子力災害対策指針において、福島第一原発事故後の新たな実施体制等が具体化されたことを受け、全面的な見直しを行う。  
→国の統括のもとで、地方公共団体、原子力事業者および関係指定公共機関が目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携

#### 【災害事前対策】

- 1 県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制整備に協力することを明記
- 2 県は、国および関係府県等の協力のもと、新たなモニタリング体制に対応するための緊急時モニタリング計画を策定

#### 【緊急事態応急対策】

- 1 情報収集事態発生 →（国の緊急時モニタリング解説書を待って記載する文言を検討予定）
- 2 警戒事態発生 → 緊急時モニタリングの準備を開始
- 3 施設敷地緊急事態発生 → 県は、緊急時モニタリングセンターに参画するとともに、県内の緊急時モニタリングを開始  
～全面緊急事態 国は、速やかに緊急時モニタリング実施計画を作成  
緊急時モニタリングセンター（国）は、実施計画に基づき初期モニタリングを実施

### 安定ヨウ素剤の備蓄および配布【第2章第11節第4、第3章第5節第8】

#### 【災害事前対策】

- 1 緊急時の配布に備えて、UPZ内住民および防災業務従事者等相当分を備蓄することとし、備蓄場所および緊急時の配布場所を決定  
→【備蓄場所および配布場所（案）】※広域避難計画に明記  
市が指定する避難集合場所、UPZ内の学校・保育所等、県健康福祉事務所（湖北・高島）、市役所、緊急被ばく医療機関
- 2 緊急時における配布手続きおよび服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。  
→被ばく医療マニュアルに明記

#### 【緊急事態応急対策】

- 1 緊急時における配布および服用は、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示
- 2 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示または独自の判断により、原則として医師の関与の下で、服用させる。

#### 【UPZ以遠の地域への対応】

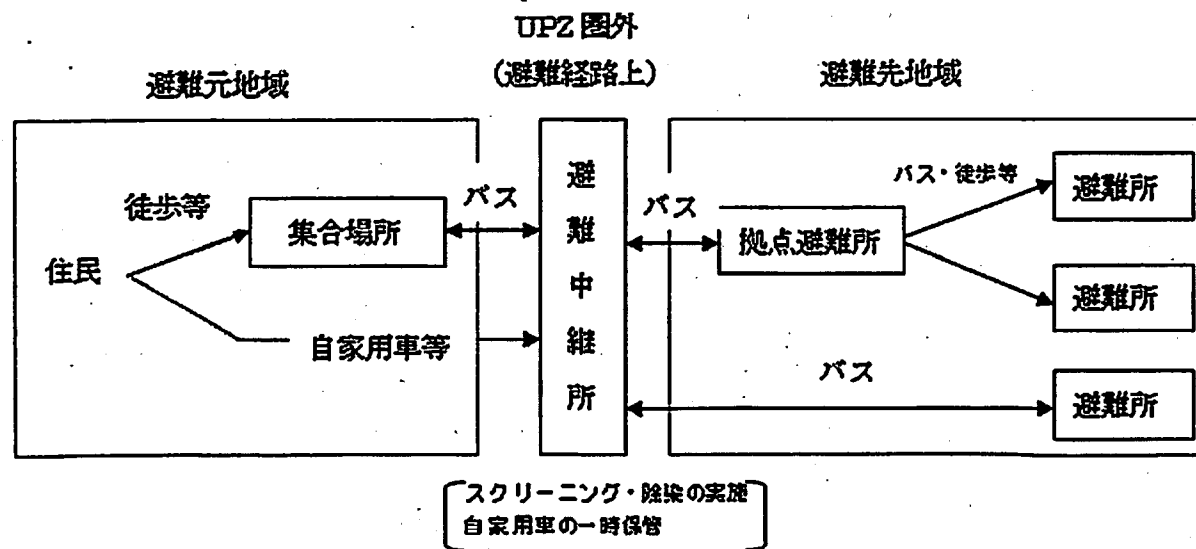
原子力規制委員会におけるPPA（ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置実施区域）対策の検討を待って、今後検討。

# 平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（3）

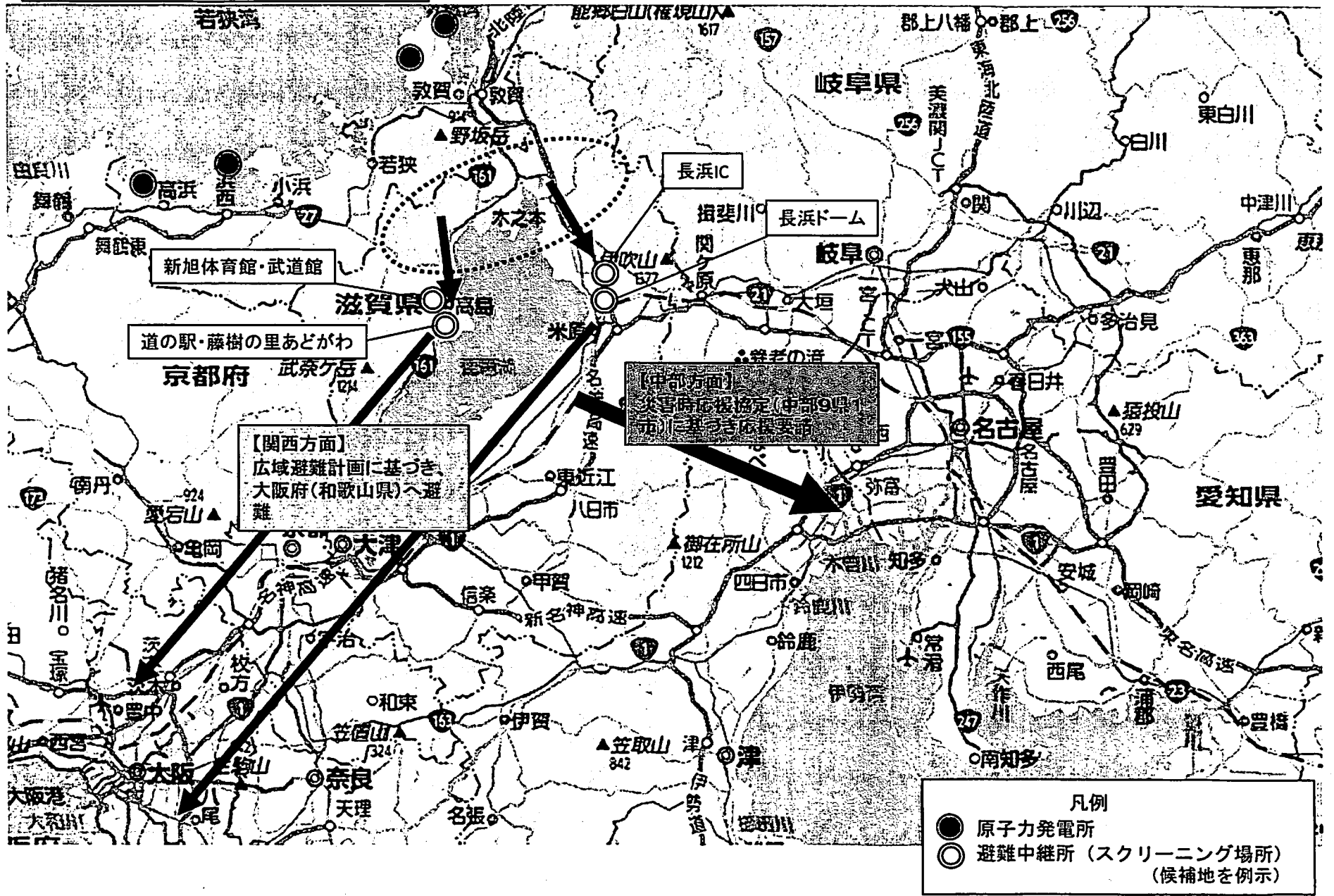
## 県域を超える広域避難【第3章第5節第4ほか】

- 1 国や関西広域連合等との協議内容を踏まえて、県地域防災計画（原子力災害対策編）に、以下の方針を明記。
  - (1) 県域を超える広域的な避難等を要する事態となった場合、県は災害の状況や緊急時モニタリング結果、気象情報、放射性物質の大気中拡散計算結果等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。
  - (2) 関西方面に避難する必要があると判断した場合には、原則として大阪府に対して避難の受入れ要請を行うものとし、中部方面に避難する必要があると判断した場合には、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。
- 2 広域避難計画の策定  
県地域防災計画（原子力災害対策編）の規定に基づき、広域避難計画を策定する。

### 【広域避難の基本的な流れ】



【県域を超える広域避難のイメージ】



凡例

- 原子力発電所
- 避難中継所(スクリーニング場所)  
(候補地を例示)

## 平成25年度 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）改定案の概要（4）

### その他

- 1 原子力災害において配慮すべき者として「傷病者」、「入院患者」を明示するという国の方針にあわせて、「高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者」という呼称を「要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。）」に変更。  
【第2章第7節第3、第3章第5節第9ほか】
- 2 平常時の安全対策として、原子力事業者との安全協定等に関する内容を明記。【第2章第2節第3】
- 3 計画中、県が行うこととされている事項については、業務の実効性を考慮して、節ごとに関係部局を明記。